

**複数工事における同一配置予定技術者による技術資料等の取扱い
(兼務対象工事を除く。)**

同一の配置予定技術者で複数工事の技術資料又は技術提案(以下「技術資料等」という。)を提出したい場合は、受注希望の優先順位(以下単に「優先順位」という。)を付けたうえで技術資料等を提出(優先順位に関する書面の提出は不要)することが可能ですので、技術資料等の提出指示のあった発注機関に相談してください。

また、すでに技術資料等を提出している場合であっても、落札決定前であれば、後で技術資料等の提出指示のあった工事案件の優先順位を1位にすることは可能です。

なお、優先順位上位の工事案件から審査することになり、落札決定となった場合は、以降の工事案件は失格となります。この場合、入札参加資格要件不適合通知書の通知は行いません。